

「よごすまい 明日もみんなが来る釣場」

平成30年度

鬼怒川釣場案内図

栃木県鬼怒川漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6-7 ☎028-662-6211

魚病の発生とまん延を防ぐために！

- ① 元気の無いおとりアユは買わない、使わない！
- ② 他の河川からアユを持ち込まない！
- ③ 使ったおとりアユと釣ったアユは全て持ち帰る！
- ④ 使用後のタモ網、曳舟、足袋、ウェーダーは水道水で洗濯し乾燥させ、アルコール系消毒液もしくは逆性せっけん液で消毒しましょう！

釣り人の皆様のご協力をお願いします。

鮎直売 団体釣堀、へら釣堀

(有) 喜楽養魚場

宇都宮市桑島町196-1 ☎028(611)1124

(有) 渡辺養魚場

オトリ、鮎直売

宇都宮市平出町679-1 TEL: 028-661-0908

あなたの釣りを応援します！

かとう釣具店

〒321-0912 宇都宮市石井町2401-1 (旧鬼怒橋隣)
TEL: 028-661-4033

河川情報ホームページ <http://web-tochigi.com/kato/>

海鮮居酒屋
鬼怒橋

たつ味

一鮎 オトリ販売一

宇都宮市石井町旧鬼怒橋隣 TEL 028-661-6970

● 釣具専門の店 ●

(有) 釣具の店 **スズキ**

本店: 栃木県小山市八幡町1-10-5 TEL 0285-23-0592
東店: 栃木県小山市大塚4-1-10 TEL 0285-23-6715

あゆ(生魚・冷凍)・オトリ直売
ルアー・フライ管理釣り場

(有) 増井養魚場

宇都宮市桑島448 ☎028(667)1048

釣用品と **いこい** の店

陶の里……ましこ

フィッシングハウス ほその

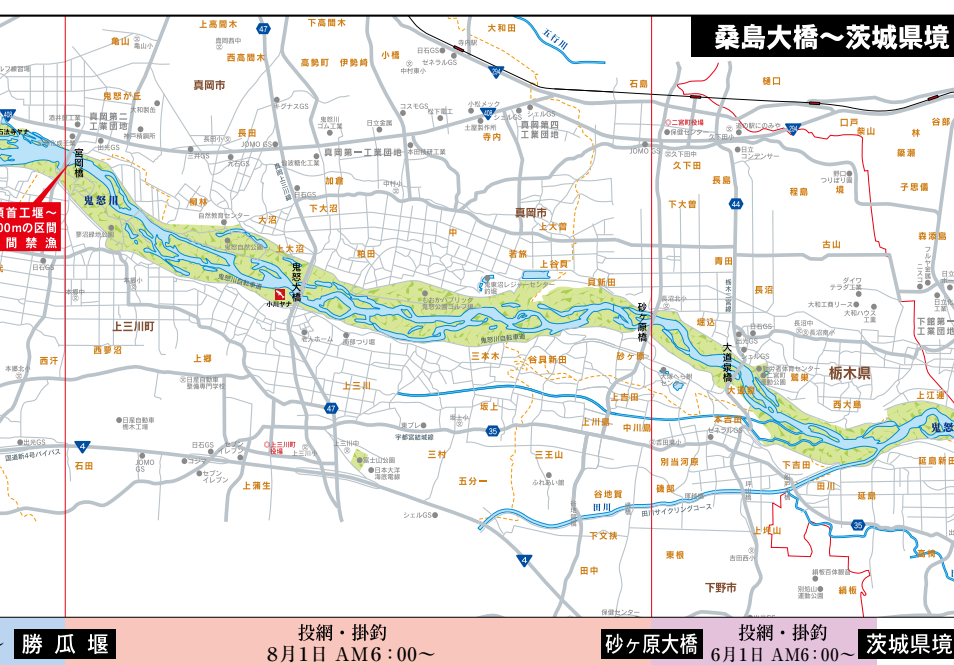
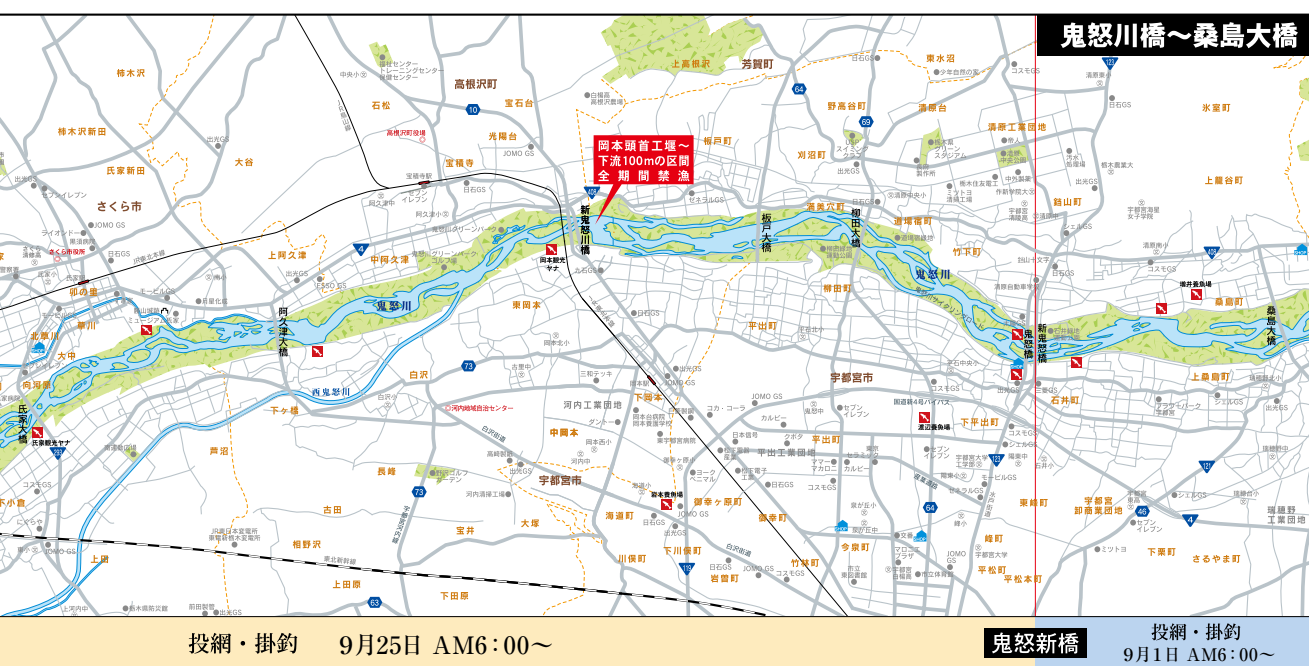
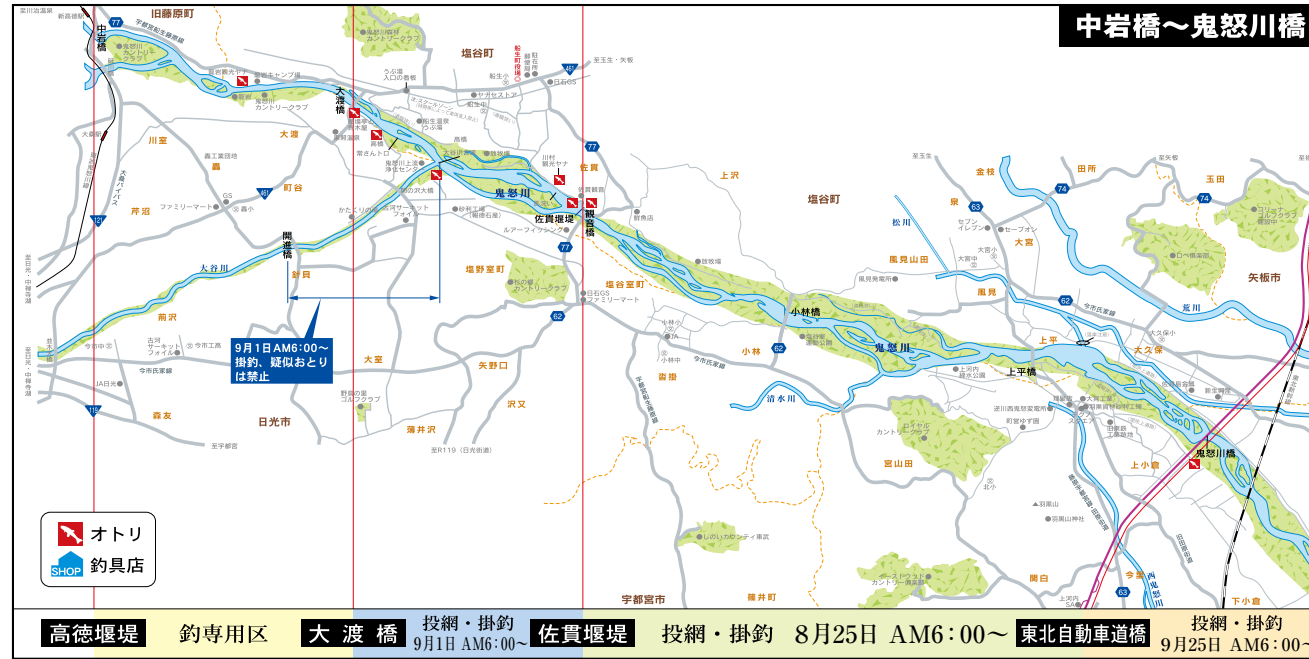
益子 0285-72-2215

鮎釣解禁日

6月1日 茨城県境
砂ヶ原橋

6月3日 砂ヶ原橋
高德堰堤

6月15日 日光市大谷川関の沢橋
上流



栃木県鬼怒川漁協 直営特別漁場

東古屋湖特別漁場

トラウト類、コイ、ヘラ
漁期 3月3日～12月30日

お問い合わせ
0287-47-1150

日光大谷川特別漁場

平成30年度は、
休場となります。

gamakatsu
がまかつ

OWNER
PERFECTION IN HOOKS

水は地球の生命(いのち)です。
上州屋
上州屋本社: 埼玉県草加市栄町1-5-6
TEL: 048-935-1581 (代)
セール情報・お買得情報満載!!
上州屋ホームページ
上州屋

渓流・鮎用品県内最大級の品揃え! 上州屋 宇都宮店 ☎028(635)6865

大や 渡な
鬼怒川上流日光市大渡橋隣 電話 0288-21-8933

あゆ 岩本養魚場
オトリ、鮎直売
宇都宮市下川俣町209-58 TEL: 028-661-4284

あゆ 渓流 ルアー つりえさ
ファミリーフィッシング
かみやま
(有)かみやま釣具店
〒329-1321 さくら市馬場1689-4 TEL 028-681-0540

岡本観光ヤナ
鮎料理各種・鮎販売・おとり鮎
宇都宮市東岡本国道4号線上 (JR鉄橋上流) TEL.028-673-2031

良い品をより安くをモットーに品数豊富な店
(有) **プロショップ さわむら**
鮎・ヘラ鮎・ルアー・フライ・渓流・船
石橋駅徒歩2分 TEL 0285-53-0267

鬼怒川フィッシングエリア
漁協直営
ルアー・フライ専用エリア
国道4号線下流 (岡本頭首工横) TEL.028-623-1389

(平成30年度) 公 示

栃木県鬼怒川漁業協同組合

代表理事組合長 五月女 裕久彦

事務所 宇都宮市平出工業団地 6－7

T E L (028) 6 6 2－6 2 1 1

F A X (028) 6 6 2－2 9 6 6

●組合の漁業権区域

鬼怒川【茨城県境より日光市高德地先道谷原発電所取水堰堤までの区域】及び支流〔江川・西鬼怒川・松川・清水川・泉川・松原川・寺小路川・土佐川・白石川・遅沢川・古大谷川・板穴川（東武鉄橋下流の区域及び旧日光市と旧今市市境より上流の区域、丁字沢川、令沢川）〕。大谷川【華厳滝壺下流】及び支流〔志渡湖川・丸見川・鳴沢川・赤沢川・稲荷川・田母沢川・荒沢川・左沢川・蛇沢川・ヒネリギ沢川・中ノ沢川・小岩沢川・犬母沢川・天狗沢川・根通沢川・芦沢川・カマカタ沢川〕。荒川【矢板市大槻地先黒岩堰上流の区域】及び支流〔東荒川・尚仁沢川・黒沢川・石小屋沢川・天上沢川〕。西荒川及び支流〔大名沢川・松手沢川・シナシ沢川・寺沢川・細沢川・白沢川・ネタ沢川・黒沢川・東ハナレ沢川・造林小屋沢川〕。小貝川【茨城県境上流の区域】及び支流〔ぐみ川・百目鬼川・大羽川・小宅川大川・桜川〕。五行川【茨城県境上流区域】及び支流〔江川・行屋川・野元川・井沼川・冷子川・大沼川〕。田川【茨城県境上流区域】及び支流〔釜川・山田川・前川・逆川・寅巳川・赤堀川〕。姿川【壬生町安塚地先淀橋上流区域】及び支流〔武子川・板橋川・赤川〕。

●組合の加入脱退

当組合に加入するには、出資金1,000円及び当年度組合費賦課金を添え文書で加入申込みをすること。脱退しようとするときは60日前までに文書にて組合に予告届出を行い、当該事業年度の終り（12月31日）において脱退できるものとする。

●入漁証の種別

当組合発行の入漁証は次の通りである。(年間券、日釣券、回数券)
貼全魚種釣券・全魚種の釣ができる。
普通釣券・貼以外の魚種の釣ができる。(うぐい、おいかわ他)
雑魚釣券・貼・さくらます・やまめ、いわな、かじか以外の釣ができる。
1等漁業券・許可漁業が受けられるほか、2等の漁業及び全魚種の釣ができる。
2等漁業券・投網、四手網、鮎掛釣、うなぎ釜、どじょう釜（網使用どじょう釜を除く）及び全魚種の釣ができる。
特別漁場入漁券・当該特別漁場における釣ができる。

●組合費賦課金

平成30年度（1月1日～12月31日） 5,500円

- 組合費を納入した者には証として普通釣券を交付する。
- 組合費は当年度漁業に従事すると否にかかわらず納入しなければならない。

●組合員の漁業料

組合員が普通釣券でできる漁法以外の漁法〔鮎釣、投網、掛釣、釜、四手網（間口2 m未満）等〕を行うには、組合費賦課金のほかに、次の該当漁法の漁業券を受けなければならない。
（普通釣券は返納すること）

漁業券	漁 法	年 間 券	日 釣 券
1 等 券	やな、瀬付、うなわ	15,900 円	― 円
2 等 券	投網、四手網（間口2 m未満） 掛釣、釜	12,700 円	6,000 円
貼全魚種釣券	鮎の友釣、ドブ釣、毛針釣	5,500 円	2,000 円

手 数 料
(1)入漁券再交付手数料 1 件 1,700円
（但し、員外遊漁券は再交付しない。）
(2)入漁券変更手数料 1 件 1,300円
(3)同意手数料 1 件 1,100円
・やな漁業同意手数料 3,300円
・河川工事同意手数料 3,300円
・排水放流同意手数料 11,000円以上

●組合員以外の者（員外者）の遊漁料

遊 漁 券	魚 種	漁 法	遊 漁 料		附 加 料 金		区 域
			年間券	日釣券	年間券	日釣券	
貼全魚種釣券	全 魚 種	釣	13,200円	2,700円	800円	800円	特設・特別釣場を除く区域
普通釣券	貼以外の魚種	釣	6,500円	1,500円	800円	500円	
雑魚釣券	雑 魚	釣	4,600円	800円	800円	―	
団体雑魚釣券	雑 魚	釣	―	700円	―	―	
2等遊漁券	全 魚 種	投網、掛釣、釜、釣	20,900円	8,800円	800円	800円	
学生貼全魚種釣券	全 魚 種	釣	4,400円	1,100円	600円	300円	
学生普通釣券	貼以外の魚種	釣	1,100円	―	―	―	

(注) (1)雑魚とは、全魚種から、あゆ、さくらます・やまめ、いわな、かじかを除いた魚種をいう。
(2)学生とは、高校生をいう。ただし大谷川特別漁場及び東古屋特別漁場は中学生も含む。団体券は10人以上の団体遊漁者に適用する。
(3)組合費賦課金、漁業料、遊漁料に係る消費税は本年度は夫々の金額に含まれる。

●特別漁場入漁料

東古屋湖特別漁場	種 別	組合員券	員 外 券	7ナ・ワカサギ券	中学生券	小学生券	加算料
	解禁日及び翌日	4,300円	4,300円	―	2,200円	1,100円	600円
	解禁日の翌々日より	一日券	2,800円	3,300円	2,000円	2,000円	600円
		午後券	2,200円	2,800円	2,000円	2,000円	―
	12月30日まで	回数券	22,000円	26,400円	16,000円	―	600円

大 谷 川 特 別 漁 場 平成30年度は、休場となります。

(注) 1. 赤川ダム特別漁場は、組合員及び県民レクリエーションの場として無料とする。
2. 組合員料金の適用は、組合員券所持者に限る。
3. 大谷川特別漁場では、ルアーを使用する釣りを禁止する。
4. 女性料金は、解禁日及びその翌日を除き500円引きとする。
※ 全漁場、まきえ禁止 ※ 船の係留ロープの延長は、5 m以上は禁止
※ リール使用の、マス投げ込み餌釣り（ブッコミ釣り）及び、うきを使用しての10m以上の遠投をする釣り禁止。ただし、ルアー、フライを除く。

●東古屋湖貸船料 1日1隻 2,200円

●特別漁場及び さくらます・やまめ 等溪流魚解禁日（特別漁場・溪流解禁日は、各6時解禁）

区 域	解 禁 日
鬼怒川及びその他の河川（日光市水郷橋より上流の大谷川を除く）	3月1日（木）6時～
大谷川（日光市水郷橋より上流）	4月1日（日）6時～
東古屋湖特別漁場	3月3日（土）6時～
大谷川特別漁場	休 場

(注) 1. 東古屋湖上流は一般河川扱いとなります。
※全漁場、まきえ禁止

●鮎解禁日（友釣、ドブ釣、鮎毛針釣、鮎蚊針釣）解禁日

河川名	区 域	解 禁 日
鬼 怒 川	茨城県境～真岡市砂ヶ原橋まで	6月1日（金）
	真岡市砂ヶ原橋～佐貫頭首工堰	
	佐貫頭首工堰～日光市高德発電所堰堤	
大 谷 川	日光市関の沢大橋から下流	6月3日（日）
西鬼怒川	宇都宮市白沢地先東岡本町転倒堰下流	
板 穴 川	日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋下流	
小貝川・五行川	全 川	6月15日（金）
大 谷 川	日光市関の沢大橋から上流	
田 川	全 川	
荒 川	矢板市大槻地先黒岩堰上流	

●投網、掛釣、擬似おとり釣解禁日

河川名	区 域	解 禁 日
鬼 怒 川	茨城県境～真岡市砂ヶ原地先砂ヶ原橋	6月1日6時～
	真岡市砂ヶ原地先砂ヶ原橋～真岡市勝瓜頭首工堰の禁漁区域を除く	
	さくら市押上地先東北自動車道～佐貫頭首工堰	8月25日6時～
	鬼怒川 佐貫頭首工堰から日光大渡橋	
大 谷 川	日光市開進橋から下流	9月1日6時～※
荒 川	塩谷町新荒川橋から下流	9月1日6時～※
小貝川・五行川	全 川	8月1日6時～※
田 川	宇都宮市横山町地先横山橋下流～同市大通り4丁目幸橋まで及び梁瀬町地先梁瀬橋から下流	9月1日6時～※
山田川	全 川	
鬼 怒 川	真岡市勝瓜頭首工堰～石井鬼怒新橋	9月1日6時～
(友釣指定区域)	石井鬼怒新橋～さくら市押上地先東北自動車道橋（岡本頭首工堰中心線から下流100mの禁漁区域を除く）	9月25日6時～
西鬼怒川	宇都宮市白沢地先東岡本町転倒堰下流	

※ 荒川・五行川・小貝川・田川・山田川・大谷川は掛釣、擬似おとり釣は禁止。
(注)あゆ投網、掛釣及び擬似おとり釣は、行使規則により10月31日までとする。

●鮎（友釣、ドブ釣、毛針釣）専用区域指定

次の区域、期間を鮎の友釣、ドブ釣、毛針釣専用区域と指定する。
この区域、期間中は、友釣、ドブ釣、毛針釣以外の鮎採捕を禁止する。

河川名	区 域	指定期間
西鬼怒川	宇都宮市白沢地先東岡本町転倒堰下流	自6月3日 至9月24日
鬼 怒 川	自 石井鬼怒新橋 至 さくら市押上地先東北自動車道橋	
	自 日光市大渡橋 至 日光市高德発電所堰堤	
大 谷 川	日光市開新橋から上流	

●漁具、漁法別による禁止区域期間

河川名及び区域	あゆ掛釣禁止期間	鮎毛針釣、鮎蚊針釣禁止期間
鬼怒川 塩谷町佐貫頭首工から下流及び宇都宮市白沢東岡本町転倒堰から下流の西鬼怒川	11月1日～翌年の各河川区域別掛釣解禁日の6時まで	組合が定めて公示する各河川別あゆ解禁日の前日まで
鬼怒川 佐貫頭首工から上流日光市大渡橋まで	同 上	組合が定めて公示する各河川別あゆ解禁日の前日まで
荒川（矢板市大槻地先黒岩堰上流） 板穴川、田川、五行川、小貝川 大谷川（日光市開進橋から下流） 日光市大渡橋から日光市高德発電所堰堤	全 期 間	

全期間投網禁止区域以外の投網禁止期間を次のとおりとする。

河川名及び区域	投 網 禁 止 期 間
鬼怒川、板穴川、西鬼怒川、五行川、小貝川、荒川	4月1日から各河川の区域別投網解禁日6時まで
田 川（宇都宮市横山町横山橋下流～同市大通り4丁目幸橋まで） 山田川の全域	9月1日6時から10月31日までの投網解禁期間を除く全ての期間

●禁漁区域、期間

河川名	禁 漁 区 域	禁 漁 期 間
大 谷 川	日光市上鉢石町地内、神橋 上、下流各50mの区域	1月1日～12月31日
志渡湖川	筋違橋より上流の志渡湖川区域	
左 沢 川	大谷川合流点より上流の左沢川全域	
行屋川	真岡市田町地先、女体堰～同市荒町泉橋	
釜 川	宇都宮市天神2丁目田川合流点～同市松原3丁目兜橋	
江 川	宇都宮市下栗地先峯橋～宇都宮市瑞穂野船着場下流100mに至る区域	1月1日～12月31日
鬼 怒 川	真岡市勝瓜、勝瓜頭首工堰から下流400mの区域	
鬼 怒 川	岡本頭首工堰から下流100mの区域	1月1日～12月31日
東古屋湖	西荒川ダム～同地東古屋橋 上流端までの区域	12月31日～解禁日前日
西 荒 川	塩谷町上寺島、東古屋橋上流端から上流の区域	9月20日～翌年解禁日前日
西 荒 川	塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地先西荒川ダム中心線から下流300mの区域	1月1日～12月31日
	日光市大谷川特別漁場の区域内	11月1日～翌年解禁日前日
大 谷 川	日光市（開進橋上流）の大谷川及び各支流 ※	9月20日～翌年解禁日前日
西鬼怒川	宇都宮市下ヶ橋町地先西川橋から上流の西鬼怒川	9月20日～翌年解禁日前日

※鮎友釣・カジカ漁を除く（魚種別禁漁・禁止期間・禁止区域参照）

●魚種別禁漁期間

魚 種	禁 漁 期 間
あ ゆ	3月1日～河川別解禁日前日
さくらます・やまめ、いわな、ブラウントラウト	9月20日～河川別解禁日前日

●かじか漁及びかじか釜の禁止期間

※産卵保護のため、禁漁期間が変更になりました。

河川名	区 域	期 間
鬼怒川及び支流	茨城県境～日光市高德発電所取水堰堤までの区間、及び各支流流域	12月1日～ 翌年4月30日
大 谷 川	日光市並木大橋から下流の区間	
西 鬼 怒 川	宇都宮市東岡本町転倒堰～同市下ヶ橋町西川橋の区間	

●魚の大きさによる禁止

魚 種	禁 止 の 大 き さ
さくらます・やまめ、いわな、にじます	全長15cm以下禁止
ブラウントラウト	全長15cm以下禁止
う な ぎ	全長25cm以下禁止
こ い	全長20cm以下禁止

●キャッチ＆リリース優先区間

河川名	区 域	期 間
荒 川	熊ノ木橋より下流約800mの区域（熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで）	3月1日～9月19日
大 谷 川	日光市霧降大橋より下流ふれあい橋の約300m区域	4月1日～9月19日

●毛針釣（流し毛針、テンカラ）禁止区域、期間

河川名	区 域	禁 止 期 間
鬼 怒 川	真岡市勝瓜頭首工～さくら市押上地先東北自動車道	4月1日～組合が定めて公示する鮎解禁日の前日まで

※フライフィッシングは除く

●釣竿等の漁具使用制限禁止

漁場で使用する竿釣・手釣の漁具は、合計して次の数を超えての使用を禁止する。

漁 場	制限数	漁 場	制 限 数
大谷川特別漁場	1 組	東古屋湖特別漁場	計2組以内
赤川ダム特別漁場		その他の全漁場	計3組以内

●特別漁場 次の区域を特別漁場とする

漁 場 名	区 域
東古屋湖特別漁場	塩谷郡塩谷町大字上寺島地先、西荒川ダムから上流東古屋橋上流端に至る西荒川の地域
大谷川特別漁場	日光市大谷川霧降大橋上流第十二床園～霧降大橋下流所野第三床園までの区域
赤川ダム特別漁場	宇都宮市福岡町字細野地先、赤川ダムから上流の赤川の区域

※禁漁期間内の採捕は、密漁となります。
ルール・マナーを守り釣りを行ってください。

●禁止漁具、漁法

(1)爆発物使用漁法 (2)有毒物使用漁法 (3)電流使用漁法 (4)瀬干漁法 (5)う飼漁法 (6)ガラス釜、箱釜その他類似漁法 (7)う羽根追い漁法 (8)石打漁法 (9)石倉漁法 (10)替堀漁法 (11)柴付漁法 (12)引掛漁法 (13)火光照明利用漁法 (14)発射装置利用漁法(15)潜水器具利用漁法 (16)投網、四手網、たも網・手網・網釜（どじょう釜を除く）以外の網漁具使用漁法 (17)網使用（金網を含む）どじょう釜 (18)網目コマ9 mm以下の網漁具 (19)簀目コマ5 mm以下の釜漁具 (20)釜に使用施設する袖または通堤等が、各1 m以上使用の釜漁法 (21)ごろたびき漁法 (22)べらびきその他木片羽、布その他を附けたうなわ漁法 (23)口径60cm以上又は長辺の長さが1 m以上のたも網手網漁法 (24)鮎の餌釣漁法 (25)鮎以外の掛釣漁法 (26)ハリスの長さとおとりの鼻かんより40cm以上のもの使用の友釣漁法 (27)船等使用の鮎友釣掛釣毛針釣漁法 (28)船等使用の投網漁法（勝瓜頭首工下流の鬼怒川を除く） (29)原動機付船使用漁法 (30)東古屋湖、赤川ダム各特別漁場において組合設備または指定の船以外の船利用の漁法 (31)各特別漁場において竿釣、手釣以外の漁法 (32)鮎を竿釣で採捕する場合の撒餌（寄せ餌）を使用する漁法 (33)鮎を採捕しようとする場合において、リール、リール竿を使用する漁具、漁法

●禁漁期間内に使用した漁具等の取り扱いについて

※禁漁期間内に使用した漁具を発見した場合は、漁協にて撤去し一時預かりを行います。

●反則過怠金の徴収

法令または漁業権行使規則等に違反して漁業を行った者には、5万円以下の反則過怠金を徴収する。

●組合費、漁業料、遊漁料の納付期限・場所

- 納付期限 組合費 8月31日までに納付のこと。
漁業料、遊漁料は交付のとき納入のこと。
(注) 組合費の納入を怠った者には次の処置をとることができる。
納付期日の翌日から年10%の過怠金を徴収すること、又は除名すること。
- 納付場所 組合事務所・各支部・漁場監視員、指定入漁券取扱所

漁業権共有行使契約区域

鬼怒川漁協と鬼怒川南部漁協との漁業権共有行使契約区域は、次のとおりである。

河 川	共 有 行 使 区 域
鬼 怒 川	宇都宮市石井町地先、国道123号線、新鬼怒橋下流区域
五 行 川	芳賀郡芳賀町延生中郷地先、県道道場宿芳賀茂木線五行橋下流区域
小 貝 川	全 川
田 川	宇都宮市羽牛田町地先、県道雀宮真岡線孫八橋下流区域

注 意 事 項

●年間券の有効期限は 1 月 1 日～12月31日

●入漁証の所持携帯

- 当組合の漁業権区域内の漁場に入漁するときは、住所・氏名・年令を記した当年度有効な入漁証を見易い場所に着装し所持携帯しなければならない。また、必要事項の記載のない入漁証を交付されたときは、その記入を行わなければならない。必要事項の記入のない入漁証は無効とする。
- 当組合員は全員、また、当組合及び鬼怒川南部漁協の発行した遊漁券を持参する方は、それぞれ全区域で遊漁ができます。
- 感電事故防止のため、頭上の送電線に注意してください。
- (4)不注意による事故について、当組合では一切責任を負いません。

◆鬼怒川漁業組合ホームページ

http://www.kinugawa-gyokyou.com